

福祉サービス第三者評価機関認証規則

制 定 平成17年 1月28日
一部改正 平成17年 8月 1日
一部改正 平成20年 7月25日

(目的)

第1条 この規則は、福祉サービス第三者評価機関の認証等に関して必要な事項を定めるものとする。

(福祉サービス第三者評価の実施)

第2条 大分県の区域において福祉サービス第三者評価を事業として行おうとする者は、福祉サービス第三者評価機関として大分県福祉サービス第三者評価事業推進組織（以下「大分県推進組織」という。）の認証を受けなければならない。

(申請)

第3条 福祉サービス第三者評価機関の認証を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を大分県推進組織に提出しなければならない。

- (1) 事務所の所在地・名称及び責任者の職名・氏名（主たる事務所を大分県以外に置き、大分県内に事務所を置く場合に限る。）
- (2) 第三者評価を行おうとする福祉サービスの種別
- (3) 評価調査者に関する事項
- (4) 関係規程に関する事項
- (5) 規程等の公開に関する事項
- (6) 第三者評価を受けた事業者からの苦情等の対応に関する事項
- (7) 第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱いに関する事項
- (8) その他大分県推進組織が特に必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人登記簿の謄本
- (2) 定款又は寄附行為
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 役員及び会員名簿（氏名、住所又は居所及び役職名を記載した名簿をいう。）
- (6) その他大分県推進組織が特に必要と認める書類

3 前項の申請をする者は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会福祉サービス評価事業手数料規程（平成17年1月28日規程第27号。以下「手数料規程」という。）に定めるところにより、所要の手数料を納めなければならない。

(認証基準等)

第 4 条 大分県推進組織は、前条の申請が別記の福祉サービス第三者評価機関認証要件 (以下「認証要件」という。) に適合すると認めるときは、これを認証をしなければならない。この場合、福祉サービスの種別を指定して認証をするものとする。

2 前項の認証には、公正中立な立場で第三者評価を実施することが困難と認める状況がある場合においては、必要な限度において条件を付することができる。

3 大分県推進組織は、第 1 項の規定により不認証の決定をしたときは、理由を付した書面をもって当該申請をした者に、速やかにその旨を通知しなければならない。

(認証の有効期間)

第 5 条 認証の有効期間は 3 年間とする。

(認証の更新)

第 6 条 福祉サービス第三者評価機関の認証を受けた者 (以下「第三者評価機関」という。) は、認証の有効期間の満了に際し引き続き第三者評価機関の認証を受けようとするときは、有効期間満了の日の一箇月前までに、手数料規程による所要の手数料を添えて認証更新申請書を大分県推進組織に提出しなければならない。

(変更の申請)

第 7 条 第三者評価機関は、第 4 条の規定により指定を受けた福祉サービスに、新たに第三者評価を実施する福祉サービスを追加しようとするときは、大分県推進組織に福祉サービス変更申請書を提出しその認証を受けなければならない。

(変更の届け出)

第 8 条 第三者評価機関は、次の各号に定める事項を変更したときは、速やかに大分県推進組織に届け出るものとする。

- (1) 法人の所在地、名称又は代表者の氏名
- (2) 事務所の所在地・名称又は責任者の職名・氏名
- (3) 評価料金
- (4) 評価調査者

(事業廃止届)

第 9 条 第三者評価機関は、その事業を廃止したときは、速やかにその旨を大分県推進組織に届け出るものとする。

(改善命令)

第 10 条 大分県推進組織は、第三者評価機関が認証要件を欠くに至ったと認めるときは、又は第 4 条第 2 項の規定により附された条件に違反したと認めるときは、期限を定めてその改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(認証の取消)

第 1 1 条 大分県推進組織は、第三者評価機関が次の各号のいずれかに該当すると認めるときはその認証を取り消すことができる。

(1) 前条の命令に従わない場合

(2) 2 年間事業実績がない場合

(3) 不正な行為を行う等第三者評価機関としてふさわしくないと思われる場合

(4) 次条第 1 項の規定による事業実績等の報告をしなかった場合又は第 2 項による資料の提出等の求めに応じなかった場合

2 前項の規定により認証を取り消す場合においては、当該第三者評価機関に聴聞の機会を設けるものとする。

(事業実績の報告等)

第 1 2 条 第三者評価機関は、毎事業年度終了後速やかに大分県推進組織に対し、第三者評価事業の実績等を報告しなければならない。

2 大分県推進組織は、福祉サービス第三者評価事業の適正な実施に必要と認めるときは、第三者評価機関に対し業務の実施状況等について、資料の提出又は説明を求めることができる。

(委任)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、福祉サービス第三者評価機関の認証に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、平成 1 7 年 1 月 2 8 日から施行する。

2 第 3 条の規定による申請書を、平成 1 7 年 3 月末までの間に提出しようとする者にあつては、同条第 2 項第 3 号及び第 4 号の書類については、申請書の提出時においてはその添付を省略できるものとする。ただし、平成 1 7 年度に係るものを、所定の手続きを経た後速やかに会長に提出しなければならない。

附 則 (平成 1 7 年 8 月 1 日改正)

この規則は、平成 1 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 7 月 2 5 日改正)

この規則は、平成 2 0 年 7 月 2 5 日から施行する。

別記 福祉サービス第三者評価機関認証要件（第4条関係）

福祉サービス第三者評価機関認証要件は、次のとおりとする。

1 組織体制・規程等の整備

(1) 法人格を有すること。

(2) 次のいずれの要件を満たす評価調査者を確保していること。

ア 次の 又は に該当する主たる評価調査者をそれぞれ1名以上設置しており、合計で3名以上の評価調査者がいること。

組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者

イ 評価調査者は、大分県福祉サービス第三者評価事業推進組織（以下「大分県推進組織」という。）若しくは他都道府県福祉サービス第三者評価事業推進組織又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う評価調査者養成研修を受講していること。

ウ その他

評価調査者に対して、1年に1回以上の研修機会を確保すること。

1件の第三者評価に2人以上（(2)－ア－ 又は の双方を含む。）の評価調査者が一貫して当たること。

認証を辞退し又は取り消された法人については、その辞退又は取り消された日から5年間を経過しなければ新たに認証を行うことはできない。

(3) 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。

ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了に関すること、上記(2)－ア－ 又は に関する資格又は主な経歴。なお、氏名については非公開も可。）

イ 事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む。）

ウ 第三者評価の手法

エ 守秘義務に関する規程

オ 倫理規程

カ 料金表

キ 評価事業の実績

(4) 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

2 福祉サービス第三者評価機関としての公正中立性の確保

公正中立な立場で第三者評価を実施することができる状況にある法人であり、第三者評価を実施しようとする福祉サービスに関し、次の各号のいずれにも該当しない法人であること。

(1) 当該法人が福祉サービスを提供する事業者である場合

(2) 当該法人の代表者又は当該法人の代表者の配偶者若しくは三親等以内の親族が福祉サービスを提供する法人の代表者である場合

(3) 当該法人の理事会、評議員会、総会等を構成する者のうち、同一の福祉サービスを提供する法人に所属する者が過半数を占めている場合

なお、福祉サービスの区分は、次によるものとする。

- 老人に対する福祉サービス
- 介護保険サービス
- 障害者・児に対するサービス
- 児童に対する福祉サービス
- 前四号に含まれないサービス

3 第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱い

(1) 第三者評価基準

大分県推進組織が定める福祉サービス第三者評価基準に従って行うこととしていること。

(2) 第三者評価の手法

大分県推進組織が定めるところにより、書面調査及び訪問調査により第三者評価を行うこととしていること。

(3) 利用者の意向の把握

大分県推進組織が定めるところにより、利用者調査を実施することとなっていること。

(4) 第三者評価結果の取扱い

第三者評価機関は、大分県推進組織が定めるところにより第三者評価結果を公表するとともに、大分県推進組織に対して、第三者評価結果を報告することとしていること。

福祉サービス第三者評価機関認証事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、福祉サービス第三者評価機関認証規則（平成17年1月28日施行。以下「規則」という。）第13条の規定に基づき、福祉サービス第三者評価機関の認証等に係る事務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 申請書等提出書類の様式

この規則による申請書等提出書類の様式は次によるものとする。

- (1) 規則第3条の規定による申請書及び第6条の規定による認証更新申請書
第1号様式 福祉サービス第三者評価機関認証（更新）申請書
- (2) 規則第7条の規定による変更申請書
第2号様式 福祉サービス変更申請書
- (3) 規則第8条の規定による変更の届
第3号様式 福祉サービス第三者評価機関申請事項変更届
- (4) 規則第9条の規定による事業の廃止届
第4号様式 福祉サービス第三者評価機関事業廃止届

第3 第三者評価基準、第三者評価の手法及び利用者調査

1 第三者評価基準

規則別記の3(1)の大分県福祉サービス第三者評価事業推進組織（以下「大分県推進組織」という。）が定める福祉サービス第三者評価基準は次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス共通 別紙1のとおり
- (2) 障害者・児施設版 別紙1(2)のとおり
- (3) 保育所版 別紙1(3)のとおり

2 第三者評価の手法

規則別記の3(2)による書面調査及び訪問調査は次のとおりとする。

(1) 書面調査

書面調査に必要な書面は次のとおりとする。

ア 福祉サービス第三者評価事業所概要

介護老人福祉施設	別紙2(1)のとおり
訪問介護	別紙2(2)のとおり
通所介護	別紙2(3)のとおり
福祉用具貸与	別紙2(4)のとおり
老人福祉施設（介護保険外）	別紙2(5)のとおり

障害者入所施設	別紙2(6)のとおり
障害者通所施設	別紙2(7)のとおり
障害者通所授産施設	別紙2(8)のとおり
障害者居宅介護	別紙2(9)のとおり
保育所	別紙2(10)のとおり

イ 自己評価調査 1の第三者評価基準による

(2) 訪問調査

書面調査を実施した後、評価調査者が事業所を訪問し、第三者評価基準により調査を行うものとする。

訪問調査は、組織運営管理業務経験者である評価調査者を1名以上及び福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者である評価調査者を1名以上で構成しなければならない。

3 利用者調査

規則別記の3(3)の大分県推進組織が定める利用者調査の調査要領は次のとおりとする。

(1) 利用者調査は、訪問調査を行う際の参考とするものとして行うものである。

(2) 調査の対象

利用者調査は、原則として福祉サービスの利用者本人を対象として実施するものであるが、利用者の状況により利用者本人が調査票に記入が困難な場合には、利用者の家族が回答することも差し支えないものとする。

(3) 調査方法

ア 無記名とする。ただし、回答者が利用者本人であるかその家族であるかについては記入をさせるものとする。

イ 調査人数は、施設定員又は利用者の2分の1程度(ただし、2分の1の人数が30人に満たない場合は、30人とする。また、施設等の人数が30人以下の場合は全員とする。)とし、五十音順に作成した利用者名簿から所要の人数を無作為抽出し、評価機関から直接当該利用者に郵送で調査票を送付し回答を依頼する。

ウ 回収した調査票は、他に情報が漏れないよう厳重に管理するとともに、訪問調査においても事業者に対して、その内容を漏らしてはならないものとする。

(4) 利用者調査票

入所施設用 別紙3(1)のとおり

通所施設用 別紙3(2)のとおり

在宅サービス用 別紙3(3)のとおり

第4 第三者評価結果の取扱い

規則別記の3(4)の大分県推進組織が定める第三者評価結果の取扱いは次のとおりとする。

(1) 公表項目

評価結果については、次の項目について公表するものとする。

第三者評価を実施した福祉サービス第三者評価機関の名称

第三者評価を実施した期日

事業者情報(名称・種別・代表者名・定員(利用人数)・所在地)

総評(特に評価の高い点及び改善を求められる点について記述したもの。)

第三者評価結果に対する事業者のコメント

評価細目ごとの評価結果

(2) 第三者評価結果の公表は、事業者の同意を必要とする。

(3) 福祉サービス第三者評価機関

第三者評価機関は、それぞれの方法において公表を行うものとする。

ただし、大分県推進組織に対して第三者評価結果を報告することをもって公表に代えることができるものとする。

(4) 大分県推進組織

独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワーク(WAMNET)」において、第三者評価機関からの報告に基づき第三者評価結果を公表するものとする。

第5 認証の書面に記載する項目

福祉サービス第三者評価機関として認証をした法人に交付する認証の書面には、法人の名称、所在地及び代表者の氏名並びに認証を決定した日付の外、次の事項を記載するものとする。

- (1) 認証の有効期間
- (2) 評価対象の福祉サービスの種別
- (3) 規則第3条第2項の規定に基づき付与した条件

第6 福祉サービス第三者評価機関に関する情報公開

1 認証をした福祉サービス第三者評価機関に関する情報については、次により公開するものとする。

- (1) 公開の媒体
大分県推進組織が運営するホームページに掲載する。
- (2) 公開する項目
 - ア 法人の名称及び代表者
 - イ 法人の所在地
 - ウ 認証年月日及び認証の有効期間
 - エ 評価を実施する福祉サービスの種別
 - オ 所属する評価調査者
 - カ 評価料金

2 公開項目の修正等

規則第7条又は第8条の規定による手続きにより、公開項目に変更があったときは、速やかに当該項目の修正を行うものとする。

また、規則第9条の規定による事業廃止の届け出があったときは、当該情報は削除する。

第7 第三評価機関認証の取消

1 不正な行為等

規則第11条第3号に規定する不正な行為とは、次に掲げる不正な行為が行われた場合をいう。

- 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること。
- 守秘義務に違反すること。
- サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。
- 法令に違反すること。
- 認証申請書等において虚偽の記載があった場合。

その他社会通念上不正な行為と認められる行為

2 聴聞

規則第11条第2項の規定に基づき行う聴聞は、次の要領で行うものとする。

- (1) 聴聞は、原則として非公開で行うものとする。
- (2) 聴聞の通知は、次の事項を記載した文書でもって行うものとする。
 - ア 聴聞を行う日時及び場所
 - イ 規則第11条第1項に該当する事実
 - ウ 通知した日時又は場所に、相当の理由なしに出頭しなかったときは、当該事実を認めたものとみなし、認証の取消をする旨
- (3) 聴聞は、福祉サービス第三者評価機関認証委員会委員長が指名する複数の委員でもって行うものとする。
- (4) 聴聞を担当した委員は、聴聞終了後速やかに、文書でもってその状況を委員長に報告しなければならない。

第8 施行期日

- 1 この要領は、平成17年1月28日から施行する。
- 2 平成17年8月1日の改正に係る各条項は、平成17年8月1日から施行する。